【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十七条の二第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第六十七条の六及び第七十四条第一項の規定による法第六十七条の二第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百六条の十第一項及び第三項ただし書の規定による認可

六　法第百六条の二十六及び第百六条の二十八第一項の規定による法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

七　法第百四十八条及び第百五十二条第一項第一号の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

八　法第百五十二条第一項第二号の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

九　法第百五十五条第一項の規定による認可

十　法第百五十五条の六及び第百五十五条の十第一項の規定による法第百五十五条第一項の認可の取消し

十一　法第百五十六条の二の規定による免許

十二　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

十三　法第百五十六条の十九の規定による承認

十四　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十五　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十六　法第百五十六条の二十六において準用する法第百四十八条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十七　法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十号の規定による通知

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十七条の二第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第六十七条の六及び第七十四条第一項の規定による法第六十七条の二第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百六条の十第一項及び第三項ただし書の規定による認可

六　法第百六条の二十六及び第百六条の二十八第一項の規定による法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

七　法第百四十八条及び第百五十二条第一項第一号の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

八　法第百五十二条第一項第二号の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

九　法第百五十五条第一項の規定による認可

十　法第百五十五条の六及び第百五十五条の十第一項の規定による法第百五十五条第一項の認可の取消し

十一　法第百五十六条の二の規定による免許

十二　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

十三　法第百五十六条の十九の規定による承認

十四　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十五　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十六　法第百五十六条の二十六において準用する法第百四十八条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十七　法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十号の規定による通知

（改正前）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百六条の十第一項及び第三項ただし書の規定による認可

六　法第百六条の二十六及び第百六条の二十八第一項の規定による法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

七　法第百四十八条及び第百五十二条第一項第一号の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

八　法第百五十二条第一項第二号の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

九　法第百五十五条第一項の規定による認可

十　法第百五十五条の六及び第百五十五条の十第一項の規定による法第百五十五条第一項の認可の取消し

十一　法第百五十六条の二の規定による免許

十二　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

十三　法第百五十六条の十九の規定による承認

十四　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十五　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十六　法第百五十六条の二十六において準用する法第百四十八条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十七　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号の規定による通知

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百六条の十第一項及び第三項ただし書の規定による認可

六　法第百六条の二十六及び第百六条の二十八第一項の規定による法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

七　法第百四十八条及び第百五十二条第一項第一号の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

八　法第百五十二条第一項第二号の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

九　法第百五十五条第一項の規定による認可

十　法第百五十五条の六及び第百五十五条の十第一項の規定による法第百五十五条第一項の認可の取消し

十一　法第百五十六条の二の規定による免許

十二　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

十三　法第百五十六条の十九の規定による承認

十四　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十五　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十六　法第百五十六条の二十六において準用する法第百四十八条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十七　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号の規定による通知

（改正前）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

（五六　新設）

五　法第百五十一条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

（九十　新設）

七　法第百五十六条の二の規定による免許

八　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

九　法第百五十六条の十九の規定による承認

十　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十一　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十二　法第百五十六条の二十六において準用する法第百五十一条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十三　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十四号、第十七号から第十九号まで、第二十二号及び第二十三号の規定による通知

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百五十一条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

七　法第百五十六条の二の規定による免許

八　法第百五十六条の十七の規定による法第百五十六条の二の免許の取消し

九　法第百五十六条の十九の規定による承認

十　法第百五十六条の二十の規定による法第百五十六条の十九の承認の取消し

十一　法第百五十六条の二十四第一項の規定による免許

十二　法第百五十六条の二十六において準用する法第百五十一条及び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十三　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十四号、第十七号から第十九号まで、第二十二号及び第二十三号の規定による通知

（改正前）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百五十一条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

（七～十　新設）

七　法第百五十六条の三第一項の規定による免許

八　法第百五十六条の五において準用する法第百五十一条及び法第百五十六条の十一第一項の規定による法第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十四号及び第十七号から第十九号までの規定による通知

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】（平成12年6月7日政令第303号）

（改正後）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十条第一項の規定による免許

五　法第百五十一条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

七　法第百五十六条の三第一項の規定による免許

八　法第百五十六条の五において準用する法第百五十一条及び法第百五十六条の十一第一項の規定による法第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十四号及び第十七号から第十九号までの規定による通知

（改正前）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十一条第二項の規定による免許

五　法第八十五条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十一条第二項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

七　法第百五十六条の三第一項の規定による免許

八　法第百五十六条の五において準用する法第八十五条及び法第百五十六条の十一第一項の規定による法第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号及び第十六号から第十八号までまでの規定による通知

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

**第三十七条の二**　法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二　法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三　法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四　法第八十一条第二項の規定による免許

五　法第八十五条及び第百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十一条第二項の免許の取消し

六　法第百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

七　法第百五十六条の三第一項の規定による免許

八　法第百五十六条の五において準用する法第八十五条及び法第百五十六条の十一第一項の規定による法第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十四号及び第十七号から第十九号までの規定による通知

（改正前）

（新設）